

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険等の商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ま  
すようお願い申し上げます。

2021年2月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」  
の改正を踏まえ、弊社では以下のとおり傷害補償「特定感染症危険補償特約」等の商品改定を実  
施いたします。

### 1. 改定内容

傷害補償等、感染症法における「一類感染症から三類感染症まで」および「指定感染症（\*1）」  
を補償対象としている商品につきまして、感染症法の改正（\*2）後も引き続き新型コロナウイ  
ルス感染症を補償対象とする商品改定を実施いたします。

現行（改定前）	改定後
感染症法第6条第2項から第4項までに規 定する一類感染症、二類感染症または三類感 染症、同条第8項の規定に基づき規定される 指定感染症（*1）が補償対象	感染症法第6条第2項から第4項までに規 定する一類感染症、二類感染症または三類感 染症、同条第8項の規定に基づき規定される 指定感染症（*1）に加え、「 <b>同条第7項第3 号に規定する新型コロナウイルス感染症</b> 」 （*3）についても補償対象

（\*1）政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限り  
ます。

（\*2）感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが「指定感染症」から「新型イ  
ンフルエンザ等感染症」に変更されます。

（\*3）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和國  
から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに  
限ります。）であるものに限ります。

### 2. 対象商品

商品	特約
団体総合生活保険 （傷害補償・こども傷害補償）	特定感染症危険補償特約
総合生活保険（傷害補償）	
総合生活保険（こども総合補償）	
からだの保険（傷害定額）	
超保険（傷害定額条項）	

特殊な団体傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約
普通傷害保険（*）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約
家族傷害保険（*）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約
学生・生徒総合保険（こども総合保険）（*）	
超保険（総合補償条項・傷害条項）（*）	特定感染症危険担保特約
個人財産総合保険（*）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約条項
総合家庭保険（*）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項

（\*）新規の引受けを取り止めさせていただいております。

### 3. 本改定の対象契約

本改定は、2021年2月13日（土）（\*1）より適用します（\*2）。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ◆2021年2月13日（土）が保険期間に含まれる契約
- ◆2021年2月13日（土）以降に保険始期がある契約

（\*1）改正感染症法の施行日です。

（\*2）保険期間の初日（特定感染症危険補償特約等をセットした日）からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

以上

07ut-GJ05-20005-202102